

国会で議論されている自殺対策に係る課題

1 自殺総合対策大綱に基づく施策の優先順位付けについて

(指摘)

優先順位を付けて実施すべきではないか

(現状)

- ・ 自殺総合対策大綱では、当面、特に集中的に取り組むべき施策として、9項目46の施策を設定
- ・ 今後、調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施

2 自殺者数の早期把握について

(指摘)

自殺の状況をもっと早く把握すべきではないか

(現状)

- ・ 全国の自殺者数については、人口動態統計の月報により、5ヶ月後に把握可能（男女別、年齢階級別、都道府県別）
- ・ 警察庁では、月ごとの集計は行っておらず、年間の自殺者数を毎年6月に公表
- ・ 各都道府県の把握状況は、まちまちであり、近く、都道府県に対し、自殺者数の把握状況について調査の予定

3 市町村単位での自殺者数の把握について

(指摘)

原因・動機別の自殺の状況を市町村単位、少なくとも警察署単位で把握できるようにすべきではないか

(現状)

- ・ 人口動態統計では、市町村別は男女別、都道府県別は男女別・年齢階級別の自殺者数を集計・公表している。
- ・ 警察庁の自殺統計原票に発生箇所の所轄署のデータはあるが、市町村データはない。
- ・ 警察庁では、必要に応じ、研究者等に対して都道府県別等の自殺者数を提供している。

4 自殺に関するデータの集約について

(指摘)

自殺に関するデータを集約して、研究者が活用できるようにすべき

(現状)

- ・ 自殺予防総合対策センターの協力を得て、警察庁、厚生労働省、(財)生命保険協会と研究者に提供可能な情報について協議中

5 民間団体との連携について

(指摘)

自殺対策を進める上で、民間との連携が重要である。民間の力を引き出せるような取組が必要

(現状)

- ・ 都道府県、政令指定都市が把握している自殺予防等の活動を行っている民間団体は157団体（平成19年6月調べ）
- ・ 国では、「いのちの電話」の活動に対する補助の他、民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援制度を用意している。
- ・ 来年度から、自殺者親族等の自助グループに対する支援事業を実施
- ・ 近く、都道府県、政令都市に対し、自殺予防等の活動を行っている民間団体について調査の予定（含む従事者数、事務所数等）

6 市町村の自殺対策窓口について

(指摘)

市町村にも自殺対策窓口が必要ではないか

(現状)

- ・ 自殺予防に向けての政府の総合的な対策について（平成17年12月、自殺対策関係省庁連絡会議決定）により、各都道府県において自殺問題を担当する部署の明確化を促すこととされ、現在、全ての都道府県の自殺対策担当課をパンフレット、ホームページ等で公表済み
- ・ 都道府県によっては、市町村の担当者会議を開催しているところもあり、近く、都道府県に対し、市町村の自殺対策窓口の把握状況について調査の予定